

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

## 工事設計書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款	項	目
工事場所	京都市右京区西院久保田町地内		
路線名又は河川名等			
工事名	公園施設修繕（出入口バリアフリー化）工事（追分公園）		
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで		
事業課（所）名	西部土木みどり事務所		
工事番号	単価 使用年月 令和 年 月		
変更回数	歩掛 適用年月 令和 年 月		
主工種	基準 適用年月 令和 年 月		
前払金支出	単価 地区 調整 区分		

京都市 建設局

チェック欄	

## 工事概要

工事延長				m	15
敷地造成工	式	1	雨水排水設備工	式	1
園路広場整備工	式	1	舗装工	式	1
排水構造物工	式	1	構造物撤去工	式	1

## 施工理由

本工事は、追分公園の出入口においてバリアフリー化に改善する工事を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工事費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内訳	工事価格	前回	円	円	円
		今回		円	
支給品費	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回		円	
		前回	円	円	円
		今回		円	

京都市 建設局

京都市

## 積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年9月	
歩掛適用年月	2025年9月	
基準適用年月	2025年9月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	09:公園工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	前払金対象外	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

## 見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
構造物撤去工	運搬処理工	廃路盤材処分	殻種別：廃路盤材		m3	7,140	処分費	
敷地造成工	掘削工	不陸整正	補足材無し		m2	413	施工費	
園路広場整備工	コンクリート系舗装工	路盤碎石 (土間コンクリート部)	100mm, 1層施工, 再生アッセイソン RC-30, 全ての費用		m2	1,142	材工共	
園路広場整備工	コンクリート系舗装工	土間コンクリート舗装	t=100, 18-8-25(20)BB, 溶接金網設置		m2	4,900	材工共	
敷地造成工	運搬処理工	残土等処分			m3	2,550	処分費	
雨水排水設備工	側溝工	蓋版 (横断溝グレーチング)	据付け, 無し, 蓋版(各種), 40kg/枚以下, 無し, 無し		枚	8,385	材工共	

# 設計内訳書（本01）

工事名	公園施設修繕（出入口バリアフリー化）工事（追分公園）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基盤整備		式	1				
敷地造成工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削	土質:土砂、施工方法:上記以外(小規模),施工数量:小規模(標準以外)	m3	6				
不陸整正	補足材無し	m2	66				
残土処理工		式	1				
積込(ベース)		m3	5				
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	5				
残土等処分		m3	5				
施設整備		式	1				
雨水排水設備工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り	土質:土砂	m3	1				小規模
【参考数量】							

# 設計内訳書（本01）

工事名	公園施設修繕（出入口バリアフリー化）工事（追分公園）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
埋戻し 【参考数量】	土質区分:土砂, 土質:流用土	m3	1				小規模
側溝工		式	1				
横断溝	h=200~300, 18-8-40BB	箇所	1				
蓋版 (横断溝グレーチング)	据付け, 無し, 蓋版(各種), 40kg/枚以下, 無し, 無し	枚	6				
管渠工		式	1				
暗渠排水管	作業区分:据付, 管種別:直管, 管径:50~150mm	m	4				
園路広場整備工		式	1				
路床盛土工		式	1				
路床盛土	施工幅員: 2.5m未満	m3	0.1				
コンクリート系舗装工		式	1				
掘削	土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模), 施工数量:小規模(標準以外)	m3	4				
路盤碎石 (不陸整正含む)	100mm, 1層施工, 再生グラッシャン RC-30, 全ての費用	m2	21				
土間コンクリート舗装	t=100, 18-8-25(20)BB, 溶接金網設置	m2	21				

# 設計内訳書（本01）

工事名	公園施設修繕（出入口バリアフリー化）工事（追分公園）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
園路縁石工		式	1				
コンクリート縁石	ブロック規格:歩車道境界ブロックA種	m	4				
コンクリート縁石	現場打ち	m	2				
作業土工		式	1				
床掘り	土質:土砂	m <sup>3</sup>	0.7				
【参考数量】							
埋戻し	土質区分:土砂, 土質:良質土	m <sup>3</sup>	0.3				
【参考数量】							
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し (コンクリート殻(無筋))	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m <sup>3</sup>	4				
コンクリート削孔(コンクリート穿孔機)	110mm以上128mm以下, 50mm以上200mm未満	孔	1				
運搬処理工		式	1				
殻運搬 (コンクリート殻(無筋))	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m <sup>3</sup>	4				
殻処分 (コンクリート殻(無筋))	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m <sup>3</sup>	4				

# 設計内訳書（本01）

工事名	公園施設修繕（出入口バリアフリー化）工事（追分公園）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路修繕		式	1				
舗装工		式	1				
舗装打換え工		式	1				
表層	材料種類:再生細粒度アスコン(13), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当たり平均仕上り厚50mm以下)	m2	2				
不陸整正	有り, 46mm以上53mm未満, 再生グラッシュRC-30, 全ての費用	m2	2				
排水構造物工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り 【参考数量】	土質:土砂	m3	0.1				小規模
側溝工		式	1				
ア°レキヤストL形側溝 (切下部)	側溝規格:各種	m	4				
ア°レキヤストL形側溝 (段差部)	側溝規格:各種	m	1				
集水樹・マンホール工		式	1				
雨水樹改修		箇所	1				

# 設計内訳書（本01）

工事名	公園施設修繕（出入口バリアフリー化）工事（追分公園）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
蓋版取換え	据付け, 無し, 蓋版(各種), 40kg/枚以下, 無し, 無し	枚	1				
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し (車止め)	構造物区分:鉄筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	0.5				
コンクリート構造物取壊し (雨水桟)	構造物区分:鉄筋構造物, 工法区分:人力施工	m3	0.04				
プレキャスト型ブロック撤去	撤去, 全ての費用	m	5				
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cm 以下	m	7				
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:5cm	m2	2				
運搬処理工		式	1				
殻運搬 (雨水桟)	殻発生作業:コンクリート(有筋)構造物とりこわし, 積込 条件:人力積込, DID区間の有無:有	m3	0.04				
殻処分 (雨水桟)	殻種別:コンクリート二次製品	m3	0.04				
殻運搬 (L型街渠)	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	1				
殻運搬 (車止め)	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	0.5				

# 設計内訳書（本01）

工事名	公園施設修繕（出入口バリアフリー化）工事（追分公園）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻処分 (L型街渠)	殻種別:コンクリート二次製品	m3	1				
殻処分 (車止め)	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	0.5				
殻運搬 (歩道部)	殻種別:アスファルト殻	m3	0.1				
殻処分 (歩道部)	殻種別:アスファルト殻	m3	0.1				
現場発生品運搬	発生材種類:ペレット(H2, H3)	t	0.08				
スクラップ処分	ペレット-H2	t	-0.03				
スクラップ処分	ペレット-H3	t	-0.05				
廃路盤材運搬	殻種別:廃路盤材	m3	3				
廃路盤材処分	殻種別:廃路盤材	m3	3				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	10				
直接工事費		式	1				

# 設計内訳書（本01）

工事名	公園施設修繕（出入口バリアフリー化）工事（追分公園）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

## 特記仕様書（個別工事編）

工事名 公園施設修繕（出入口バリアフリー化）工事（追分公園）  
工事場所 京都市右京区西院久保田町地内

### 1 一般事項

#### 第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照  
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）  
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

#### 第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通常の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

#### 第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>)に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」において、加点対象となる。

#### 第4条（前払金）

本工事は、前払金及び中間前払金の対象外とする。

## 2 現場条件に関する事項

#### 第5条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 請負者は、工事着手前に対象公園の施設に請負者名による「工事のお知らせ」等のビラを貼り出して、関係機関等に工期及び現場責任者氏名並びに連絡先等の周知を図らなければならぬ。ビラの内容等については、監督職員と協議すること。
- 2 工事期間中は、工事標示板、協力依頼板、バリケード等の安全施設を設置し、小さな子ども等を含む多くの利用者が常時いるという公園の特異性に十分留意し、公園利用者の安全を確保すること。
- 3 掘削、積込、搬出及び搬入の際に乱された公園内の部分は、良質の山砂等をもって良好な状態に復すこと。
- 4 施工の際には、既存の公園施設や樹木に損傷を与えることのないよう十分注意すること。なお、支障となる樹木の剪定等現状を変更する行為が必要な場合は、予め監督職員と協議し、承諾を得ること。
- 5 工事箇所の周辺道路には、工事用車両が待機、駐車することがあってはならない。工事関係者の車両についても同様とする。
- 6 本工事期間中、安全管理は請負業者の責任において実施すること。なお、その期間は契約日より工事完了後工事目的物を本市に引渡すまでの間とし、公園施設を撤去し、新設公園施設を施工するまでの間は、利用者に事故の起こらないよう仮囲いを設置すること。
- 7 本工事施工期間中、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。
- 8 本工事の施工に伴い、占用企業者との調整が必要になった場合は、緊密な協議を行い円滑な工事進捗を図ること。
- 9 工事用車両を当工事現場に出入りさせるとき（材料・土砂の搬入・搬出等）は、その種類・日時・経路・交通整理員の配置計画を予め監督職員と協議し、必ず監督職員が指定する道路より行うこと。また、園外に出るに当たり道路が汚れるおそれのある時は、タイヤを洗浄すること。  
なお、路面の清掃については、請負人の責任で対処すること。
- 10 地下埋設物件等の事故防止について、以下を留意すること。
  - (1) 工事の施工に当たって予想される地下埋設物件や架空線等の物件は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。保安対策の打合せを行ったときは、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出するものとする。
  - (2) 請負者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急処置をとり、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。

(3) 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果死管の処置を請負者が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならぬ。

- 1 1 本工事において民有及び官有の施設物件を破損した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、請負人において現状に復すること。
- 1 2 工事完了後、全ての納品書を種類別にまとめ提出すること（交通誘導警備員の日報を含む）。
- 1 3 使用資材・製品については、材料承認に係る書類を提出し、事前に監督職員の確認を得ること。  
併せて、材料確認書についても提出すること。
- 1 4 本工事の整備完成後、管理台帳の資料となるものを電子データで提出すること。
- 1 5 工事標示施設（特記仕様書<全工事共通編>第3項施工管理に関する事項第8条を含む）及びバリケードは監督職員の指示により設置し、維持管理に万全を期すため常に巡回して点検を行い、損傷・破損等したものについては、直ちに補修・取替え等の処置を講じなければならない。
- 1 6 道路を使用する場合は、事前に監督職員と協議し、道路使用の許可を取る必要があるため、監督職員の指示のもと、必要書類を準備しなければならない。
- 1 7 本工事では、工事に伴う騒音、振動及び粉塵の低減対策等、利用者等に対する安全対策及び環境への配慮に努めること。
- 1 8 請負者は、気象情報に注意し、異常出水等に備え、作業の安全確保に努めなければならない。

## 第6条（施工時間）

施工時間は昼間施工とするものとする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

## 第7条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
追分公園	1名	交通誘導警備員 B 1名	昼間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

### 3 監督職員の確認に関する事項

#### 第8条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I類、JIS II類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

#### 第9条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

#### 第10条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）  
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 别	確 認 項 目
雨水排水設備工	横断溝	型枠組立時
雨水排水設備工	暗渠排水管	埋戻し前
コンクリート系舗装工	土間コンクリート舗装	溶接金網設置時
園路縁石工	コンクリート縁石(現場打ち)	型枠組立時
舗装打換え工	表層	不陸整正完了時

## 第11条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備考
舗装打換え工	再生細粒度アスコン (13)	温度測定 (初期圧前)	随時	
		外観検査 (混合物)	随時	
雨水排水設備工 園路縁石工	18-8-40(BB)	圧縮強度試験 スランプ試験	荷卸し時	
園路広場整備工	18-8-25(20)(BB)	空気量測定 塩化物総量規制		

## 4 建設副産物に関する事項

### 第12条（建設副産物の適正処理）

#### 1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

#### <産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
アスファルト塊 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町18-1、19	設計運搬距離 $L = 11.4\text{km}$
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48-1	設計運搬距離 $L = 28.1\text{km}$
コンクリート塊 (有筋) (二次製品)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷37	設計運搬距離 $L = 30.6\text{km}$

廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府伏見区横大路千両松町78	設計運搬距離 L=10.3km
------	---	--------------------

## 2 補装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、補装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

## 3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に隨時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

建設副産物	受入場所	備考
建設発生土	(指定地処分) 豊坂建材株式会社 京都府京都市西京区樅原芋峰60-3	設計運搬距離 L=5.5km

本工事では土壤調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壤調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壤調査が必要となった場合

なお、土壤調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壤調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壤分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壤の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

#### 4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物G I Sに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物G I Sに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

#### 5 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備考
スクラップ (ヘビーH2、H3)	京都府京都市南区吉祥院石原上川原町6	設計運搬距離 L = 3.9km

### 5 その他事項

#### 第13条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の20日前までに提出すること。

#### 第14条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

## 第15条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

### 1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

### 2 実施内容

#### （1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

#### （2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

#### （3） 費用

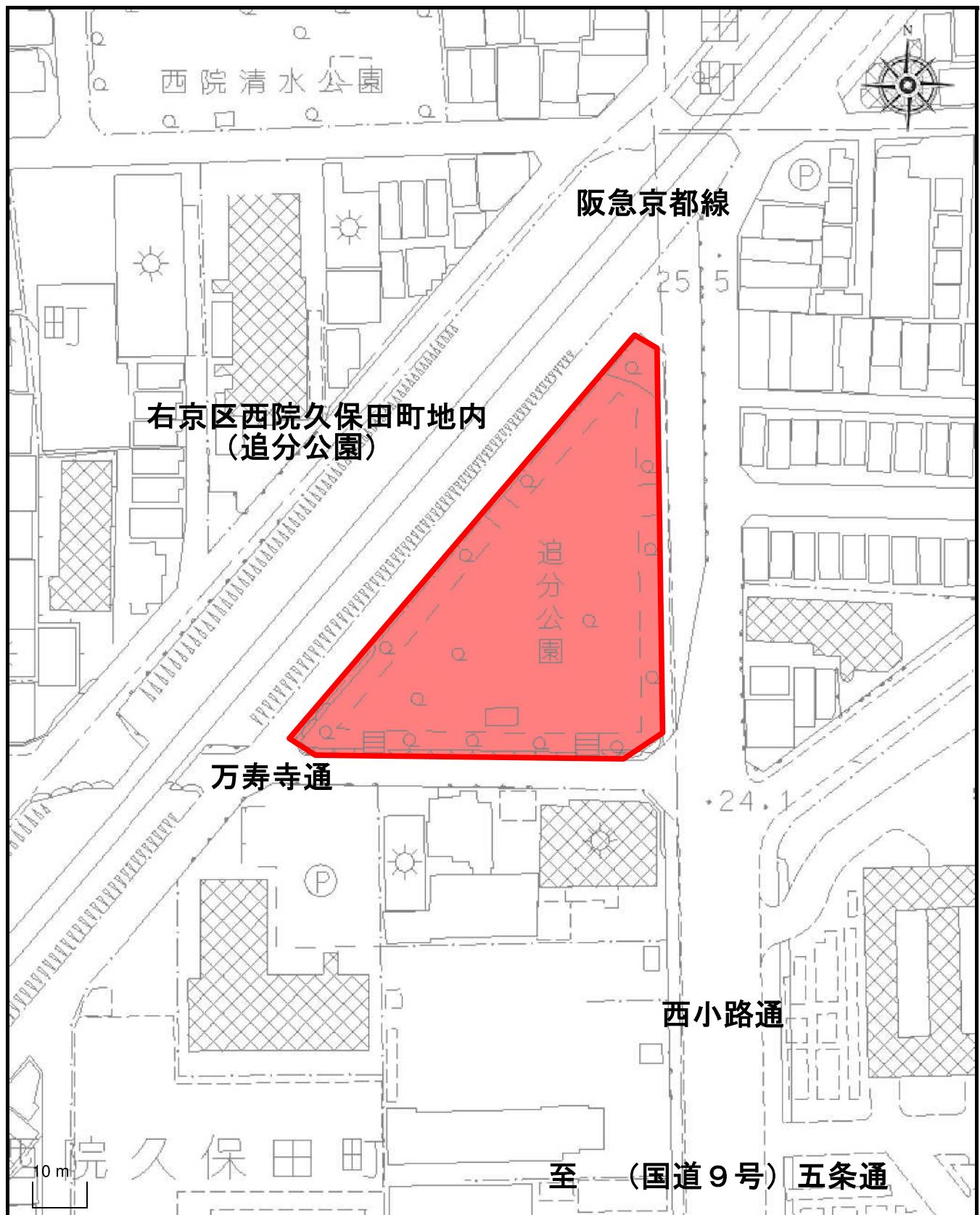
遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

#### （4） 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考查項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

# 位置図



本工事施工箇所